

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則を改正します

水質汚濁防止法に基づく「排水基準を定める省令」に係る改正（平成30年4月10日公布）に伴い、同様の規定を設けている「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」について、省令との整合を図るため一部改正いたします。

1 1,4-ジオキサンに係る暫定の排水の規制基準の改正

暫定の排水の規制基準を次のとおり改正します。

排水指定物質の種類	業種	新 (H33.5.24まで)	旧 (H30.5.24まで)	備考
1,4-ジオキサン	エチレンオキサイド製造業	3 mg/L	6 mg/L	数値を強化し、 期間を延長
	エチレングリコール製造業	3 mg/L	6 mg/L	

注) 暫定の排水の規制基準とは、排水の規制基準に直ちに対応することが困難な業種に対して暫定的に定められたもの

2 施行日

平成30年5月25日

(連絡先) 川崎市環境局環境対策部水質環境課 青木
044-200-2519